社会福祉法人松阪市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（趣旨）

第1条　この規程は、社会福祉法人松阪市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）がその職務に従事し、又はその職務のため旅行したときの報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関する事項を定めるものとする。

（報酬の額）

第2条　役員等の報酬の額は、別表に定めるとおりとする。

（報酬の支給方法）

第3条　役員等の報酬は、勤務した日の属する月の翌月の末日までに当該役員等が指定する銀行口座に振り込むことによって支給する。ただし、1円未満の端数が生じたときにはこれを1円に切り上げる。

2　会長及び副会長の報酬は、その職について当月から支給する。

3　会長及び副会長が任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。ただし、月半ばの交代については、日割りにより報酬を支給する。

4　役員等の報酬は、会議等の招集に応じ、出席した場合に支給する。

（報酬の支給制限）

第4条　本会職員及び松阪市職員が役員等を兼ねる場合には、役員等の職に係る報酬は、支給しない。ただし、松阪市職員の内、会計年度任用職員は除く。

（費用弁償）

第5条　役員等が本会の招集に応じ、又は用務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2　前項の規定による旅費で本会職員旅費規程に準ずるものは、次のとおりとする。

（1）出張旅費

（2）第3条第4項に該当する場合の交通費

（費用弁償の支給方法）

第6条　費用弁償の額は、居住地を起点として計算し、職務上の滞在地から旅行する場合はその地を起点として計算して、旅行した日の属する月の翌月の末日までに当該役員等が指定する銀行口座に振り込むことによって支給する。ただし、1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

（公表）

第7条　本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第8条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第9条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成17年1月4日から施行する。

附　則

この規程は、平成22年12月16日から施行する。

附　則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和元年10月4日から施行する。

（社会福祉法人松阪市社会福祉協議会　評議員選任・解任委員の費用弁償に関する規程の廃止）

2　社会福祉法人松阪市社会福祉協議会　評議員選任・解任委員の費用弁償に関する規程（平成29年1月20日施行）は、令和元年10月4日をもって廃止する。

附　則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和3年12月9日から施行する。

附　則

この規程は、令和7年12月11日から施行する。

附　則

この規程は、令和8年6月22日から施行する。

（第2条関係）別表

役員等の報酬の額

号	役 職 名	区分	報酬の額
1	会長	月額	70,000円
2	副会長	月額	30,000円
3	理事	1回	5,000円
4	監事	1回	終日にわたる決算監査時30,000円その他出会時5,000円
5	評議員	1回	5,000円
6	評議員選任･解任委員会委員	1回	5,000円